

# 「インターンシッププログラム改善支援事業」企画提案公募実施要領

石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）では、「インターンシッププログラム改善支援事業」について、下記のとおり企画提案公募を行います。本事業の受託を希望する場合は、応募申込書等を提出してください。

## 1 事業の目的

石川県及び機構において、学生の県内就職の促進を図るため、これまで様々な取り組みを行ってきたが、なかでも学生が企業で就業体験を行うインターンシップについては、参加した学生の約6割がその企業への就職を希望するという調査結果もあり、現在の就職活動において学生が就職先を決定するにあたり、重要な意味合いを持っている。

このため、企業からは、学生に対し自社の魅力ややりがい等がより伝わるよう、自社のインターンシッププログラム内容の質を向上させたいという声が年々増えており、加えて、大学からも、学生の成長に繋がる質の高いプログラムを有する企業に学生を送り込みたいという声があるなど、「インターンシップの質の向上」が課題となっている。

よって、本事業では、インターンシップに取り組む企業に対し、インターンシップを含む人材採用のノウハウを有するコンサルタントを企業に派遣することで、県内企業のインターンシッププログラムの質の向上を図る。

## 2 事業内容等

別途提示する仕様書のとおり

## 3 事業実施期間

契約締結日から令和5年3月31日

## 4 委託事業費の上限額

1, 980千円（消費税及び地方消費税含む）

## 5 企画提案公募参加資格

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人及び法人以外の団体
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (3) 次の事項にいずれも該当しないこと
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - ② 石川県から指名停止の措置を受けている者
  - ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
  - ⑤ 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者
  - ⑥ 政治団体
  - ⑦ 宗教団体

## 6 応募書類

### (1) 応募申込書（様式1）

### (2) 応募者概要（様式2）

会社概要がわかるパンフレット等がある場合は添付すること。

### (3) 企画提案書（様式3）

応募書類には、仕様書に基づき次の事項を記載すること。

- ① インターンシッププログラムの現状に関するヒアリング及び課題の抽出
  - ・ヒアリングの具体的な内容と実施方法
  - ・ヒアリングの実施予定回数
- ② ①の課題の整理及びプログラムの質の向上に向けた提案
  - ・提案の実施内容と方法 など
- ③ インターンシップ実施中の支援
  - ・支援の実施内容と方法 など
- ④ インターンシッププログラム実施後のフォローアップ
  - ・フォローアップの実施内容と方法 など
- ⑤ 各社の取り組み事例を紹介するためのセミナーの開催
  - ・活動結果を県内企業に普及するための提案
- ⑥ その他PR点
  - ・応募者の持つ強み
  - ・独自のアイデア、工夫した点
  - ・類似事業の実績等 など

### (4) 経費積算見積書（様式4）

なるべく具体的に記載すること。

### (5) その他、提案の内容を補足する書類（任意様式、A4用紙片面5枚以内）

提出は任意とする。提案内容を補足する資料があれば提出すること。

### (6) 応募資格等確認用書類

- ① 定款又は寄附行為
- ② 最新の決算（営業）報告書（1年分）

### (7) 留意事項

- ① 企画提案は1者につき1件とする。
- ② 企画提案は当要領6（3）の全てについて提案することとする。
- ③ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ④ 書類の内容を提出後に変更することはできない。
- ⑤ 提出された書類は返却しないものとする。
- ⑥ 応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ⑦ 再委託を必要とする場合は、企画書に理由及び範囲、予定金額を明記すること。
- ⑧ 採択された企画提案書の著作権は機構に帰属するものとする。

## 7 応募の手続き及び選考方法

### (1) 応募の手続き

#### ① 募集要項の配布

##### ア 日 時

令和4年3月7日（月）から3月16日（水）正午まで

##### イ 場 所

石川県人材確保・定住推進機構（9 担当部署参照）

ジョブカフェ石川ホームページからダウンロードすることも可能。

ホームページアドレス <http://www.jobcafe-ishikawa.jp/company/>

#### ② 応募に関する質問

##### ア 受付期間

令和4年3月7日（月）から3月16日（水）正午まで

##### イ 質問様式

様式は自由であるが、以下の項目を明記すること。

・件名は「インターンシッププログラム改善支援事業の件」とすること。

・法人等の名称、部署名、担当者氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレス

##### ウ 送付方法

持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法により「9 担当部署」まで送付すること。

※口頭による質問は一切受け付けないものとする。

##### エ 回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、回答する。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できない。

#### ③ 応募書類の受付

##### ア 提出先及び提出方法

石川県人材確保・定住推進機構（9 担当部署参照）へ直接持参又は郵送すること。

郵送の場合は簡易書留によることとし、提出期限までに必着のこと。

##### イ 提出期間

令和4年3月7日（月）～3月16日（水）17:00まで 必着

##### ウ 提出部数

正本1部、副本3部（副本は正本の複写可）

### (2) 選考について

#### ① 選考方法

ア 審査会において下記②の審査基準に基づいて審査を行い、予算の範囲内において優れた提案をした1社を受託候補者として選定するものとする。

イ 審査にあたっては、書類審査を実施する。なお、必要に応じて、応募者に対して内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

#### ② 審査基準

ア 実施能力（実施体制、事業実績）

イ 企画提案（実施内容、実施方法・スケジュール）

ウ 費用効果（経費の妥当性）

③ 審査結果の通知

審査対象となった提案の応募者全員に審査結果を書面で通知する。

## 8 受託候補者選定後の手続き

### (1) 契約手続き

- ① 機構は書類審査で選定した受託候補者から見積書を徴収し、機構が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。
- ② 業務委託仕様は受託候補者が提出した企画提案書等を基に確定する。なお、事業の実施にあたり、機構と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成することがある。

## 9 担当部署

〒920-0935 石川県金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階

石川県人材確保・定住推進機構 担当：多田

TEL：076-235-4535 FAX：076-235-4523

メールアドレス：internship@jobcafe-ishikawa.jp